

安芸市障がい者活躍推進計画

機関名	安芸市
任命権者	安芸市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
安芸市における障害者雇用に関する課題	本市において、令和6年6月1日時点の実雇用率は2.75%であり、法定雇用を達成しているが、令和8年7月1日からの法定雇用率が3.0%に引き上げとなることに伴い、令和9年6月1日時点では、現状では未達成となることが想定されるところである。 今後も引き続き法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のためには、その障害特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	（各年度）6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）任免状況の通報による把握及び進捗管理
② 定着に関する目標	（各年度）合理的配慮が不十分なことによる不本意な離職者を生じさせない （評価方法）任免状況の通報による把握および進捗管理
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ・ 障害者である職員等の相談窓口として、職員係より障害者職業生活相談員を選任するとともに、高知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等による従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定および創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備	障害者である職員に対しては、相談窓口への相談のほか必要な配慮等継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する 募集・採用にあたっては以下の取り扱いを行わない。 ・ 特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて障がい者の活躍の場の拡大を推進する。